

学 生 便 覧

令和6年度



専門
学校 広島国際学院自動車整備大学校

建学の精神

「教育は愛なり」

本学院の創立者は、鶴虎太郎である。

創立者を教育事業に駆り立てたものは、経済的・身体的その他いろいろな理由で教育の機会を奪われた若者に対し、自分のもてるものを与え尽くそうという深い思いに尽きるように思われる。

経済的に困窮している生徒のために奔走し、誘惑に負けた若者をどこまでも見捨てないというように、様々な形で教え子に支援の手を差し伸べる行動が創立者の特徴である。

昭和40年に建立された創立者の胸像には、「愛は教育なり」という言葉が刻まれている。これは、創立者の遺志を引き継いだ先人たちが、彼の精神の本質をこのような言葉で表現したものである。

創立者は、声高に「愛は教育なり」を叫んだわけではない。何よりも「愛は教育なり」の実践者であった。

本学院の建学の精神「教育は愛なり」は、創立者のこのような教育実践から生まれたものである。「おこなってこそ、愛」なのである。ここに建学の精神の大きな意義がある。

本学院は創立者の精神を、どこまでも引き継いでいかなければならない。それが、本学院に課せられた永遠の使命である。

はじめに

本校は自動車工学に関する学理と応用とを教授、研究し、自動車工業界に要望される、よりよい社会人の適性を備えたプロフェッショナルを育成することを目的としています。

その目的を達するため、教員は真摯に研究、研修を行うとともに、教育においては、学生が主体的に学習ととりくむ積極的な学習態度を身につけ、単に「学理と応用の研究」とどまらず、「職業教育」、「人間形成」という三要素を、尊重する教育を実施しています。

専門科目の学習を通じて、技術者としての自己の確立に努め、広く自然、教養、外国語、体育の基礎科目を学習することによって自主性を養い、自己を啓発し、偏狭な自我に閉じこもることなく、広い視野に立って思考、行動し得る能力が身につきます。このことは、必ずや将来、職域における指導者として、必要とされるものとなります。

大学の教育が、ともすれば単なる知識、技術の注入にとどまり、人間教育の閑却が危惧されるにつけても、とくに修業年限の短い本校としては、この点に留意して、いっそう効果的な完成教育を実践して社会の要請にこたえようとしています。とくに実験実習を重視するのは、そうした理由によるものにほかなりません。

かくて、教員は、教室、実習場で、学生との人格的接触を緊密にし、学生の人間形成に資するとともに、各クラスにチューターが選任され、学習や就職を含む学生生活一般について学生の自主性を尊重する方向で指導助言を担当しています。

本校は、校長、全教職員指導のもとに、全学を一体とする教育的見地から運営され、とくに二級自動車整備士技能検定試験受験資格取得に対処したカリキュラムの編成と授業日の設定など、学生の自動車工学を学びたいという目的意識をますます高揚させるよう配慮しています。自動車業界の要請を察知して先鞭をつけ、昭和39年に開学した短大からの歴史があり、例年の就職状況からみても、世間の期待に添っていることと確信し、入学する皆さんはこのことを、深く理解して、学習に励む覚悟を新たにして頂きたいと願っています。

沿 革

昭和 2 年11月	鶴虎太郎創設の広島高等予備校開設
昭和39年 1 月	広島自動車工業短期大学(旧称広島電機学園短期大学)自動車工業科設置認可(入学定員100名) 4 月発足
昭和40年 8 月	自動車整備士技能検定規則に基づく大学として認定
昭和42年 1 月	道路運送車輛法の規定による自動車分解整備事業認証
8 月	大学名を「広島自動車工業短期大学」に変更
昭和45年 3 月	入学定員200名に変更
昭和63年 9 月	安芸区上瀬野キャンパスに移転
平成 3 年12月	法人名を「広島電機大学」に変更 臨時定員増30名認可
平成 6 年 4 月	自動車工業科にコース設置
平成11年 4 月	大学名「広島国際学院大学自動車短期大学部」に変更 入学定員130名に変更
平成15年 4 月	専攻科(整備工学専攻)設置(入学定員10名)
平成25年 4 月	入学定員100名に変更
令和 2 年 4 月	広島国際学院専門学校自動車整備学科(入学定員50名) 1 級自動車整備学科設置認可 (入学定員10名) 4 月発足 自動車整備学科 1 級自動車整備学科、第一種養成施設として運輸大臣指定校となる
令和 4 年 4 月	学校名「専門学校 広島国際学院自動車整備大学校」に変更

学校法人の組織について

学校法人広島国際学院は、専門学校広島国際学院自動車整備大学校に、自動車整備学科・1級自動車整備学科の2学科を設置しています。また、広島国際学院高等学校、広島国際学院中学校を併設しています。

学校法人の運営は理事会が担っており、法人の運営に関する業務の執行を決定し、それに伴う責任を負っており、理事長、校長等を含んだ理事（6名）で構成しています。

また、予算、決算の執行、資産の取得、処分、施設の設置、学院の組織、業務の根本規則の変更、その他法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として評議員会があり、教職員代表、卒業生代表、保護者代表、学識経験者を含む評議員（18名）で構成しています。

なお、法人の財産管理及び業務執行の監査制度として、監事（2名）が法人外から選任されています。法人に関する庶務や学院の総合的な事務処理を行うために法人事務局を設置しています。

専門学校の組織について

校長は、専門学校全体を統括し、所管の業務を行います。

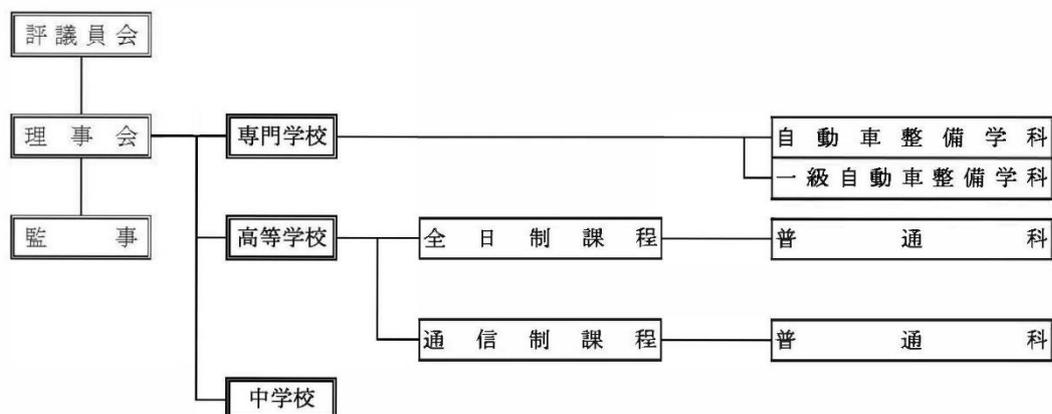
各クラスには、チューターと呼ばれる担任が、学生個人の学習及び学生生活にいたるまで、きめ細やかな指導助言を担当しています。

事務室は、各種証明書の発行、休学、復学等の学籍異動、奨学金の斡旋、通学についての助言、学生災害傷害保険事務等があり、チューターと協力し、学習、生活の個人指導面で支援を行っています。

教育・研究の組織、事務組織の詳細は、学校法人広島国際学院組織図に記載しています。

学校法人 広島国際学院組織図

1. 教育及び研究施設



2. 事務組織



目 次

はじめに.....	2
沿革.....	3
学校法人の組織について.....	4
専門学校組織について.....	4
組織図.....	5
目 次.....	6
学生生活について.....	7
学生証.....	8
チューター.....	8
通学について.....	8
各種証明書発行について.....	11
授業について.....	11
成績評価について.....	13
異動について（休学、復学、退学）.....	14
住所変更等の届出.....	15
授業料の納入について.....	15
保険について.....	15
定期健康診断について.....	16
奨学制度について.....	16
喫煙について.....	17
挨拶について.....	17
講義科目の出欠等に関する留意事項.....	18
自動車実習に関する留意事項.....	19
学 則 ・ 諸 規 程	20
学則.....	21
学費等の納入に関する規程.....	30
講義科目の出欠等に関する内規.....	37
自動車実習に関する内規.....	38
GPA 制度に関する規程.....	39
施 設 案 内	40

学生生活について

学生証

学生証は、学生の身分を証明する重要なものです。試験、各種証明書等の申請や受け取り、などの際に必要となります。常に携帯し、必要に応じて提示できるようにしてください。

(1) 有効期限

学生証の有効期限は、入学日より2年間です。

卒業や退学、有効期限が過ぎたときは、返却してください。

有効期限が過ぎて在籍する場合には、ただちに更新手続きをしてください。

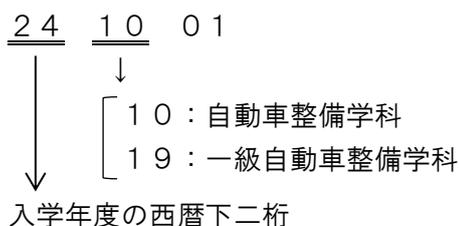
(2) 再発行（再発行手数料 1,000円）

破損、汚損または紛失したときは、ただちに「学生証再発行願」を記入し、手数料を添え、手続きをしてください。

学生番号

学生一人ひとりの固有番号です。学内での様々な手続きや掲示物などでの呼び出しは、この学生番号を利用します。卒業するまで同じ番号ですので覚えてください。

(例) 241001



		手数料	担当
学生証再発行	再発行願の手続きを行う	1,000円	事務室

チューター

日常の学習から一身上のことにわたって身近な相談相手となり、学生生活を有意義に過ごすことができるように支援するため、本校ではチューター制度を取り入れています。チューターと呼ばれる個別指導担当教員が、日常の生活、学習上の指導、成績通知及び助言のほか、学生の要望に応じた助言、指導を行います。チューター制度を活用するためには、皆さんの側にも自ら進んで助言を求める積極性が要求されます。

通学について

服装について

服装は特に定めませんが、本校生徒としての品位を損なわないものとして下さい。

ただし**実習の際には、本学所定の実習服・靴・帽子を着用すること**。所定外の服装のときは、授業開始前までに担当教員またはチューターに相談してください。

実験・実習中不慮の災害及び騒音の防止のためにも、下駄ばき及び木製またはプラスチック製

のつっかけは禁止します。

公共交通機関を利用する場合

《JR》

通学定期券を購入する際には、窓口にて『通学証明書』の作成申込をしてください。事務室で発行する『通学証明書』とJRの定期券購入申込書を記入のうえ、JRの窓口で購入してください。

《その他の公共交通機関》

各社の定期券販売窓口で購入申込書を受け取り、必要事項を記入し購入してください。その際、学生証の提示のみで購入できる場合と購入申込書へ学校の証明印が必要となる場合があります。大学の証明印が必要な場合には、購入申込書と学生証を持参してください。いずれの定期券において証明できるのは、現住所から本校までの最短距離の交通区間だけです。**通学以外の目的（アルバイトなど）には利用できません。**

スクールバス利用について

JR瀬野駅北口から本校（上瀬野キャンパス）までの間にスクールバスを運航しています。利用する場合には、次の事項を厳守してください。なお、運航日・時刻表などは校内掲示板を確認してください。

【注意事項】

- ・ 学生証を乗務員に提示すること
- ・ 乗務員の指示に従うこと
- ・ 車内は禁煙
- ・ 他人に迷惑をかけないように、マナーを守ること

自動車や二輪車を利用する場合

車両で通学する場合は、必ず「学生駐車許可申請書」の提出が必要です。

【条件】

- ・ 車両通学に関して、保護者の同意がある
- ・ 通学する車両は、本人または家族名義である
- ・ 住所地に当該自動車のための駐車場がある
- ・ 任意保険に加入している
- ・ 不法改造車でない

上記、条件を満たしている者は、チューターへ申し出て「学生駐車許可申請書」を受け取り、記入し、次の持参書類とともにチューターへ提出してください。

【持参書類】

- ・ 学生証
- ・ 運転免許証
- ・ 車検証
- ・ 任意保険証

車両での通学を許可され、通学するものは、次の諸注意を厳守してください。

【諸注意】

- ・ 車両通学許可者が乗り入れ可能な場所は、学生専用駐車場のみとする。

- ・ 駐車場内における車両の損傷および事故については、専門学校は一切の責任を負わない
- ・ やむを得ず次の行為を行う場合、事前に臨時許可を受けなければならない
 - ① 臨時的に車両通学をする場合
 - ② 許可車両以外の車両で通学する場合

不法改造車について

自動車産業界のプロになるため勉強をするのですから、罰金刑の対象となる不法な改造車には乗らないようにしましょう。特に、フロントガラス・前席両サイドガラスの遮光フィルム・赤色以外のブレーキライト・騒音を撒き散らすような排気管の改造等は絶対にしないようにして下さい。

交通安全について

学生生活を有意義かつ健やかに過ごせるよう次の事項に留意して下さい。

- (1) 道路交通法等を順守し、事故等の発生を未然に防止すること。
- (2) 車両の変改造は絶対に行わないこと。
- (3) 暴走行為（共同危険行為）は厳に行わないこと。
〔暴走はしない、させない、見に行かない〕
- (4) 制限速度を守ること。
- (5) 無理な追越しはしないこと。
- (6) シートベルト・ヘルメットを正しく着用すること。
- (7) 任意保険には必ず加入すること。（含・原動機付自転車）

交通事故について

自動車、二輪車だけでなく、自転車、徒歩であっても、交通法規、モラル、マナー等を守るよう、心がけてください。

もしも、交通事故を起こした時、交通事故にあった時には

- ・ すぐに警察に連絡をし、救護行動等を行ってください。
- ・ その場で示談や約束などをしない。
- ・ 学校（チューターまたは事務室）にも連絡してください。

任意保険への加入も忘れずに

自動車の場合、『学生駐車許可申請書』の申請を受け付ける際に、自賠責保険とは別に任意保険へ加入しているか確認しますが、自動二輪車、原付は、自賠責保険へ加入していれば、駐車許可は可能ですが、近年事故の報告が増えています。

自転車についても、自転車保険を義務化している自治体があるように、自転車と歩行者との重大事故が増えています。

二輪車においても、任意保険へ加入することをお勧めします。

各種証明書発行について

証明書の作製は、発行まで1日かかりますので、学生証と手数料を持参のうえ、早めに申し込みをしてください。

主な証明書は、

学生旅客運賃割引証明書（学割）※	： 1通	100円
在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書		
健康診断証明書	：各1通	1000円
卒業証明書	： 1通	1000円
定期券を購入するための証明書	： 無料	

そのほかに必要な証明書がある場合は、窓口で相談してください。

※学生旅客運賃割引証明書（学割）について

学割は、修学上の経済的負担を軽減する目的で定められた制度であり、使用の範囲が限定されます。JRで片道100kmを超える区間を乗車する場合、利用できます。

割引：普通乗車券運賃が2割引（特急料金等を除く）になります

有効期間：発行から3か月

使用範囲：帰省、正課の授業、学校が認めた特別教育活動、就職・進学活動

学校が修学上必要と認めた見学または行事への参加

疾病治療その他就学上支障となる問題の処理、保護者の旅行への随行

注意：学割を利用する際は、学生証を携帯してください。

乗車券を購入し使用できるのは、学割に証明されている本人のみです。友人や知人はもちろん、家族であっても使用することはできません。犯罪行為となるため絶対にしてはいけません。不正使用した場合は、使用者には追徴金が課せられるほか、本学校に対しても学割の発行が認められなくなり、全生徒への学割の発行が停止となります。

授業について

教育課程（カリキュラム）の意義

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するため、法の定める基準に基づいてどのような教育内容（授業科目）をどれだけ（単位数）どのような方法（履修区分、年次、授業期間、方法等）で教授するかを総合的に組織した学校の教育計画のことです。

単位制度

教育課程は単位制度に基づいています。卒業するためには、卒業要件を満たすように単位を修得しなければいけません。1単位を修得するためには51時間（1時間の授業＋2時間の授業以外での勉強時間）×17週）の学修が必要です。この学修時間は、文部科学省により定められています。

本校では、授業形態や授業内容を考慮して、授業時間については概ね次のように定められています。

科 目		単 位 ・ 授 業 時 間
講 義 科 目		1単位 1時間×17週
演 習 科 目		1単位 2時間×17週
	就職講座（面接）	1単位 1時間×17週
実 習 科 目		10単位 19時間×17週

単位の修得

単位を修得するためには、履修登録し、授業に出席して上記の学修時間を満たした上で、試験などに合格する必要があります。なお、欠席・遅刻・早退を繰り返すと授業時間への出席が不足、最低限の学修時間を満たしてないとみなされ、単位は修得できません。

本校では、やむを得ない事情の場合、科目によっては、補講その他の手段により不足分の学修時間を補うこともあります。詳細は、「講義科目（座学）の出欠席等に関する留意事項」「自動車実習に関する留意事項」を確認してください。

授業内容について

授業内容は、シラバス（本紙巻末）より確認することができます。

授業時間について

本校の授業時間帯は、次のとおりです。

コマ	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ	
時間	1	2	3	4	5	6	7	8
時刻	9:00	9:50	10:50	11:40	13:10	14:00	15:00	15:50
	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩
	9:50	10:40	11:40	12:30	14:00	14:50	15:50	16:40

授業期間について

授業期間は、前期（4月1日から9月30日）と後期（10月1日から3月31日）の2学期制となっています。

長期の休暇期間は、原則次のとおりですが、都合により変更となる場合もあるので、『年間行事予定表』を確認してください。

夏季休暇 8月1日から8月31日
 冬季休暇 12月24日から1月9日
 春季休暇 3月20日から3月31日
 創立記念日 11月1日

授業の欠席について

チューター（または事務室）へ、欠席（遅刻）理由を連絡し、指示を受ける。

・風邪などで2～3日欠席した場合は、登校を再開する日に通院を証明できる物（受診票又は薬袋など日付が確認できること）をチューターに持参し、欠席届を提出して下さい

い。

- ・公共交通機関が事故等で遅れた場合には、当該交通機関の発行する証明書をチューターに提出して下さい。（発行されない場合もあり、その場合は必要なし）
- ・疾病または負傷等のため授業を長期に渡って欠席する場合は、医師の診断書等が必要になることがあります。チューターへ相談し、指示を受けて下さい。

天災時等における臨時休講措置について

各自でテレビやラジオ、インターネットなどの気象情報を確認してください。

・天候の悪化による臨時休講

○広島県南部（広島・呉）に

- ① 暴風警報、大雨警報、洪水警報が同時に発令されている場合
（警報がいずれか2つの場合は、授業実施）
- ② 大雪警報あるいは暴風雪警報のいずれかが発令されている場合

○JR山陽本線 広島駅－西条駅間が運転見合わせ

次の時刻が基準で授業処置が適用されます。

①または②の条件の警報が発令されていて	授業処置
午前6時までに 解除された	授業実施
午前6時以降 午前10時までに 解除された	午前中の授業が休講、午後の授業は実施
午前10時を過ぎても 解除されない	午後の授業が休講

新たに警報が発令された場合、次の**校長の判断による臨時休講**となる場合もあります。

・校長の判断による臨時休講

公共交通機関、その他の非常事態が発生した場合、校長の判断に基づき臨時休講とする場合があります。

成績評価について

評価の基準

評価（評語）	S	A	B	C	D	未
評価点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～ 0	未受講 出席日数不足 試験欠席など
G P	4	3	2	1	0	0
合否判定	合 格（単位認定）				不合格（単位不認定）	

※ 評価は、授業担当教員があらかじめ示した評価基準に基づいて行われます。

GPA制度

受講した科目の成績評価を総合したGPA（Grade Point Average — 平均評価点）により測

定します。このGPAは、奨学制度の判定基準などに利用されます。

計算式は、次のとおりです。

$$GPA = \frac{Sの単位数 \times 4 + Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1 + (Dの単位数 + 未の単位数) \times 0}{総履修登録単位数}$$

成績の通知について

成績表を、前期終了時（9月上旬）と後期終了時（3月下旬）に、保証人宛へ送付します。学生へは、翌期のガイダンス時にチューターより手渡します。

進級のために必要な単位数等について

1年次から2年次へ進級するために必要な条件は次のとおりです。

1年次に開講される【15科目 38単位】を全て取得すること

※1単位でも未取得があると留年となります

卒業のために必要な単位数等について

卒業するために必要な条件は次のとおりです。

1年次および2年次に開講される【29科目 74単位】を全て取得すること

※1単位でも未取得があると留年となります。

異動について（休学、復学、退学）

休学について

授業へ出席できない場合、チューターと面談した後に、所定の休学願を提出してください。承認されれば休学することができます。ただし、休学をするとその期間は、在学期間にならないので、卒業が延期となります。

病気、ケガなどで休学する場合は、休学願を提出する際に、医師の診断書が必要です。休学期間中の授業料は免除され、在籍料の納入となります。

		各 期
在籍料	休学が承認された後、納付書を発行	30,000 円

伝染性疾病あるいは健康管理上、休養または療養の必要があると認められたものに対しては、学長が休学を命じることがあります。

復学について

休学期間が満了した、休学理由が消滅した場合には、チューターと面談した後に、所定の復学願を提出してください。承認されれば復学することができます。

退学について

退学しようとするときには、チューターと面談した後に、所定の退学願を提出してください。承認されないと退学することはできません。

住所変更等の届出

住所、電話番号を変更した時には、早急に事務室へ届け出てください。保証人（保護者）の方の場合も、同様です。また、氏名が変わった、保証人が変わった時にも手続きが必要です。戸籍抄本の写しなど公的書類が必要となる場合もありますので、窓口で確認してください。

授業料の納入について

授業料は、納入期限までに郵送する授業料等払込書を使用し、指定する金融機関へ納入してください。

やむを得ない理由で、どうしても期限までに納入できない場合は、チューターに相談のうえ、延納の手続きを行ってください。

相談もなく、納入されない場合は、学則により除籍されることがあります。

〈納入期限〉

	払込書発送	納入締切日
前期分	4月上旬	4月30日
後期分	10月上旬	10月31日

※ 納入締切日については、土日祝日などで変更となる場合があります。

払込用紙に納入締切日が記載してありますので、確認ください。

保険について

教育研究活動中の事故に備えて、次の保険に加入していただいています（全員加入）。補償対象の事故が発生した時には、直ちに授業担当者、チューターまたは事務室へ連絡してください。

学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険（通学中等傷害危険担保特約）

【主な補償対象】学生本人のケガ

正課中、学校主催行事中、学校施設内

通学中（最短の経路を外れていたら対象外となる場合有）

他人への対人・対物の賠償

【申込者】学校で一括

【契約先】一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

【その他】保険金は入学手続き時に2年間分を支払い済みです

各保険の詳しい補償対象や内容などについては、『加入のしおり』や契約先のHPも確認ください。

また、退学・休学された際には、支払い済みの保険料を返金（数百円程度）できる場合があります。退学日や休学期間によってできない場合もありますが、返金を希望される場合は、事務室へ申し出てください（振込手数料を実費徴収します）。

なお、申し出の無かった場合は、生徒活動に役立てさせていただきます。

定期健康診断について

定期健康診断について

学校保健安全法により、定期健康診断を毎年1回、全員が受診することになっています。本校では5月下旬に学内で行っています。この時に受診できなかった場合は、事務室へ申し出て指示を受けてください。

健康診断証明書について

定期健康診断に基づいて、健康診断証明書を発行します。ただし、再検査等が必要とされている場合は、医療機関で受診後の発行になることもあります。

健康診断証明書の発行は、健康診断を受診した年度内のみとし、年度内であっても退学した者や卒業した方へは発行しません。

奨学制度について

奨学制度についての窓口は、事務室でおこないます。

ここに掲載されていない奨学制度の募集も随時届きます。すべての連絡は、掲示板でおこないますので、必ず登校したとき、帰宅する前には、確認をしてください。

日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう、支援することを目的とした国の制度です。

○奨学金の種類と貸与金額

奨学金の種類		貸与金額（月額）	
		自宅通学	自宅外通学者
第一種	無利子	54,000 円	64,000 円
		20,000 円～40,000 円 (1 万円単位)	20,000 円～50,000 円 (1 万円単位)
第二種	有利子	20,000 円～120,000 円 (1 万円単位)	
		一時金	
入学時特別 増額貸与	有利子	100,000 円～500,000 円 (10 万円単位)	

日本学生支援機構の奨学金は、貸与終了後、7か月後から返還していく必要があります。

第一種奨学金は無利子ですが、第二種奨学金および入学時特別増額貸与奨学金は、有利子です。返還するときのことも考え、貸与金額を決定してください。

○申し込みについて

高等学校在学時に申込みを行い、「採用候補者決定通知」が届いている者は、4月に開催する説明会（予約採用）に出席してください。手続きを怠ると辞退したことになります。

入学後、新たに申込みを希望する者は、4月に開催する説明会（在学採用）に参加してください。

また、生計支持者の失職・破産・倒産・事故・病気・死亡等または震災・風水害・火災等の災害等により家計が急変し、4月以外の時期に奨学金を必要とする場合は【緊急・応急採用】として随時、申し込むことができます。

○採用後の手続きについて

奨学生に採用された者は、学内で開催される説明会【採用・継続（毎年）・返還】に出席し、必要な手続きを行う必要があります。

手続きについては、その都度、掲示板に掲示するので、必ず期限内に行ってください。

喫煙について

成人年齢が18歳に引き下げられても、法的に喫煙できる年齢は20歳が維持されています。

キャンパス内は、指定場所以外での喫煙は禁止しています。建物内やスクールバス車内、歩きタバコ、駐車場内も禁止です。キャンパス内には、引火すると危険なものが多数あります。喫煙される方は、必ずルールを守ってください。

挨拶について

挨拶はお互い気持ちの良いものです。最近は、「挨拶ができない」「対話のマナーも知らない」学生の採用をしない企業が増えています。

登校下校時の「おはようございます」「さよなら」の挨拶をはじめ授業の開始時と終了時の挨拶、また、教職員と話す時や教室に入ったら帽子・サングラス・防寒着を取るマナーを心がけて下さい。

講義科目(座学)の出欠席等に関する留意事項

1) 授業への出席奨励について

- (1) 講義理解の原点は、出席して、積極的に授業に参加することですから皆勤を心掛けて下さい。
- (2) 欠席・遅刻・早退などをした場合は、その講義の資料・演習を別途に当該科目の教員から受け取り、該当講義範囲の自己学習を行って理解の進度を維持するようにして下さい。
- (3) 欠席扱いとなる「10分を越える遅刻」をした場合でも、授業へ出席し、講義理解に役立てて下さい。

2) 単位取得との関係について

- (1) 半期(17回出席が標準)で「欠席数が4回を越える」場合は、該当科目の単位は認定されません。
- (2) 「欠席数が4回を越えた」場合は、期末試験を受験しても成績判定は、「未」(欠席)表示となります。

3) 遅刻・早退の取り扱いについて

- (1) 授業開始前の出席確認時に着席していない場合は遅刻扱いとなります。
- (2) 「10分を越える遅刻・早退」は欠席扱いとなります。
- (3) 10分以内の遅刻・早退は、「累積3回で1回の欠席」扱いとなります。

4) 補講について

欠席・遅刻・早退に対する補講は原則として行いません。

5) 「公認の欠席・遅刻・早退」について

次に掲げる事由に該当する欠席・遅刻・早退する者は、事前または事後速やかに届出書を提出し、かつ科目担当教員からの指示に従った場合は、「公認の欠席・遅刻・早退」扱いとなり「救済措置」を受けられる場合があります。なお、欠席の救済措置は原則として4回を限度とします。

ただし、届出書には、事由を証明する書類添付と学生支援担当および担当チューターの承認印が必要です。

《事由》

- (1) 医師に感染症と診断され、校長から出席停止を命ぜられた場合。
- (2) 二親等以内の忌引。
- (3) 公的交通機関の運行停止・遅延、道路の損壊などによる通行停止などで他に交通手段がない場合。
- (4) 本人過失によらない交通事故。
- (5) その他教授会において公認に準ずると認められた事由。

(注) 《公認の欠席・遅刻・早退は届出書を要す》

自動車実習に関する留意事項

自動車実習の修得については必ず担当教員の指示に従って下さい。

1. 服装について

- (1) 指定の実習服、帽子、安全靴を着用し、なお、やむを得ず他の実習服を着用の場合は必ず担当教員に申し出て下さい。

2. 欠席・遅刻・早退について

- (1) 欠席・遅刻・早退の手続は欠席・遅刻・早退届に診断書または証明書等を添えて、担当教員にすみやかに提出して下さい。

- (2) 遅刻・早退は遅刻・早退届けを担当教員に提出して下さい。

なお、午前・午後の実習それぞれ0.5日（0.5回）の授業時間毎に遅刻・早退・欠席を確認します。

1時間以上の遅刻・早退は欠席扱いとなり、遅刻・早退3回は、4時間の欠席扱いとなります。

- (3) 欠席、遅刻・早退に対する補講を受けなければ進級・卒業ができません。

なお、半期で欠席日数が4回までを上限とし、それを越えると単位は認定されません。

ただし、実習場会議において、届け出（欠席・遅刻・早退）事由が認められた場合には補講が受けられる場合があります。（主たる事由・病気、交通事故、二親等内の忌引、公的交通機関の不通及びこれに準ずる事由）寝坊、医師の診断書のない病気、自己の過失による事故による欠席・遅刻の実習補講には0.5日（0.5回）毎に6,000円の補習料が必要となります。また、補講に伴う交通費は自己負担となります。

3. その他

- (1) 伝達事項はすべて実習場掲示板にて行うので見落とさないようにしましょう。
- (2) 実習場内に私有車を持ち込む場合や工具の貸出については許可を得て下さい。
- (3) 在学中ロッカーを貸与しますが、破損させた場合は弁償することとなります。なお、返却時は清掃し、私物を残さないようにして下さい。

学則・諸規程

沿革 令和3年 11月 30日改正 令和3年 11月 30日改正
令和4年 3月 24日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、自動車整備に関する専門的技術及び理論を教育し、社会に貢献できる教養豊かで実践力に富む専門的な知識を有する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校 広島国際学院自動車整備大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、広島県広島市安芸区上瀬野町 517 番地 1 に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び収容定員

(課程、学科及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、収容定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	収容定員		
				1年	2年	計
工業専門課程	自動車整備学科	昼	2年	50人	50人	100人
	1級自動車整備学科	昼	2年	10人	10人	20人
計				60人	60人	120人

2 在学できる年数は、通算して修業年限の2倍を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年・学期の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第2・第4土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (4) 夏季休業 (8月1日から8月31日まで)

- (5) 冬季休業 (12月24日から翌年1月9日まで)
- (6) 春季休業 (3月20日から3月31日まで)
- (7) 創立記念日 (11月1日)

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

第8条 本校の授業科目及び単位数は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の自動車整備学科の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義及び演習にあつては17時数をもって1単位とし、実験、実習、実技にあつては34時数をもって1単位とする。

- 2 本校の1級自動車整備学科の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、1単位の授業時数を15時数の修得を必要とする内容を持って構成とする。

第5章 授業時数及び教職員組織

(授業時数)

第10条 本校の授業時数は、1授業時数を50分として、次のとおりとする。

(1) 工業専門課程(自動車整備学科)

授業科目		必・選の別	年間授業時数	
			1年	2年
専門教育	自動車工学・整備	必須	600時数以上	
	自動車実習	必須	1,200時数以上	
一般教育		必須	34時数	0時数
合計			1,800時数以上	

(2) 工業専門課程(1級自動車整備学科)

授業科目		必・選の別	年間授業時数	
			1年	2年
専門教育	学科	必須	280時数以上	
	実習	必須	465時数以上	
	実務体験実習	必須	200時数以上	
	実務評価実習	必須		550時数以上
一般教育	自動車概論	必須		30時数以上
	サービスマネジメント	必須		30時数以上
	コンプライアンス	必須		30時数以上
合計			1,800時数以上	

(始業・終業の時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として次のとおりとする。

始業 9時00分

終業 16時40分

(教職員組織)

第12条 本校に校長、教員及び事務職員その他必要な職員を置く。

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会議)

第13条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。

2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

第6章 入学、休学、復学及び退学

(入学)

第14条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学資格)

第15条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 自動車整備学科

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

ウ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

エ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

オ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

カ 文部科学大臣の指定した者

キ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学 入学資格検定規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

ク 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(2) 1級自動車整備学科入学資格は、2級ガソリン整備士及び2級ジーゼル整備士の資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

ア 本校自動車整備学科を卒業した者

イ 本校において、本校自動車整備学科を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学手続き・許可)

第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第24条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、合格者を決定する。
- (3) 合格通知書を受け入学を希望する者は、指定期日までに誓約書(別記様式第1号)のほか、本所定の書類を提出し、第24条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。
- (4) 前号に規定する入学手続きを完了したものに入学を許可する。ただし、指定の期日までに手続きを完了しないときは、入学を許可しない。

(休学・復学)

第17条 生徒が病気、その他やむを得ない事由によって、90日以上休学する場合は、休学届(別記様式第2号)に、その事由を記し、診断書を添えて、校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、修業年限に算入しない。

3 休学者が復学しようとする場合は、復学届(別記様式第2号)を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、退学届(別記様式第2号)に、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第7章 学習評価及び卒業の認定等

(学習評価)

第19条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案し、専門学校 広島国際学院自動車整備大学校 学習評価規程により評価する。

2 前項に定めるもののほか、学習評価に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第20条 生徒が本校在学中に他の専修学校、大学等において自動車整備に関する専門的技術及び理論科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなす。

(入学前の授業科目の履修等)

第21条 生徒が本校に入学する前に行った、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び大学等における学修について、教育上有益と認めるときは、本校において履修したもものとして認定することができる。

2 前項により本校において履修したもものとして認定することができる授業時数(単位数)は、各課程の修了に必要な総授業時数の1/2を超えないものとする。

(進級・課程修了の認定)

第22条 校長は、教育課程の定めるところにより、当該学年の教育課程に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て進級又は課程の修了を認定する。

2 教育課程の授業科目については補講により課程を修了することができる。

(称号の授与)

第23条 前条により、工業専門課程自動車整備学科を修了した者は専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

第8章 入学金、授業料及びその他の費用徴収

(納入金)

第24条 本校の授業料、実習費、施設設備費、入学金及び入学検定料（以下「学費等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 新入生及び在学生の学費等

学費等	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
授業料	324,000円	324,000円	324,000円	324,000円
実習費	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
施設設備費	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円
入学金	200,000円	—	—	—
入学検定料	15,000円 ただし、外国人 留学生選抜入学 試験の入学検定 料は20,000円	—	—	—

(2) 留年した場合〔進級できなかった者、又は、卒業できなかった者（休学により留年した場合については除く。）をいう。〕の学費

学科	授業料			
	基本額（各期）		履修料	
	前期	後期	1単位当たりの単価	上限額（各期）
自動車整備学科 1級自動車整備学科	80,000円	80,000円	15,000円	220,000円

〔注1〕 授業料は、基本額に履修料（履修単位数に履修1単位当たりの単価を乗じて得た額以下、同じ。）を加算した合計額とする。

〔注2〕 履修料が履修料の上限額を超えるときは、履修料の上限額をもって当該期の履修料とする。

2 学費等の一部免除に関する必要事項は、別に定める。

(納入及び納入の特例)

第25条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する期の翌期から授業料等を免除す

ることがある。また、特別な事由のある場合は別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第26条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を一期以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者について、校長は、除籍することができる。

(納入金の還付)

第27条 既に納入した納付金等は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金を除き授業料等は返還する。

第9章 賞罰

(表彰)

第28条 成績優秀にして、他の模範となる者は、校長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第29条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者

第10章 健康診断

(健康診断)

第30条 教職員及び生徒の健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

附 則 (令和元年5月13日制定)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日改正)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日改正)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

（工業専門課程 自動車整備学科）授業科目及び単位数

授業科目			1年		2年	
			単位数	年間 授業時数	単位数	年間 授業時数
専門教育	学科	ガソリンエンジンⅠ	2	34		
		ガソリンエンジンⅡ	2	34		
		シャシ構造Ⅰ	2	34		
		シャシ構造Ⅱ			2	34
		シャシ構造Ⅲ			2	34
		電気・電子回路の基礎	2	34		
		自動車の電装品			2	34
		ジーゼルエンジン			2	34
		自動車性能			1	20
		自動車材料			1	20
		内燃機関、燃料、油脂	1	20		
		自動車整備工具、機器	2	34		
		自動車工学演習Ⅰ	2	34		
		自動車工学演習Ⅱ	2	34		
		図面	1	20		
		自動車整備Ⅰ	2	40		
		自動車整備Ⅱ	2	40		
		自動車整備Ⅲ			2	40
		自動車整備Ⅳ			2	40
		自動車整備Ⅴ			2	40
	自動車法規と検査Ⅰ			1	24	
	自動車法規と検査Ⅱ			1	24	
	2級準備講座			2	34	
	学科 計		20	358	20	378
	実習	自動車実習Ⅰ	8	300		
		自動車実習Ⅱ	8	300		
自動車実習Ⅲ				8	300	
自動車実習Ⅳ				8	300	
実習 計		16	600	16	600	
一般教育	就職講座Ⅰ	1	17			
	就職講座Ⅱ	1	17			
一般教育 計		2	34			
単位数合計		38		36		
年間授業時数合計			992		978	

別表第2（第8条関係）

（工業専門課程 1級自動車整備学科）授業科目及び単位数

授業科目			1年		2年	
			単位数	年間 授業時数	単位数	年間 事業時数
専門教育	学科	エンジン新技術Ⅰ	2	30		
		エンジン新技術Ⅱ	2	30		
		シャシ新技術Ⅰ	1	15		
		シャシ新技術Ⅱ	1	15		
		整備技術Ⅰ	1	15		
		整備技術Ⅱ	2	30		
		整備技術Ⅲ	2	30		
		整備技術Ⅳ	2	30		
		整備技術Ⅴ	1	15		
		整備技術Ⅵ	1	15		
		整備技術Ⅶ	1	15		
		環境保全	1	15		
		安全管理	1	15		
		総合診断Ⅰ	1	15		
	総合診断Ⅱ	1	15			
	学科 計		20	300		
	実習	自動車実験実習Ⅰ	8	240		
		自動車実験実習Ⅱ	8	240		
		体験実習 （インターンシップ）	7	220		
		自動車実験実習Ⅲ			10	300
自動車実験実習Ⅳ				10	300	
自動車実験実習Ⅴ				2	60	
自動車実験実習Ⅵ				2	60	
実習 計		23	700	24	720	
一般教育	自動車概論			4	60	
	サービスマネジメント			1	45	
	コンプライアンス教育			4	60	
一般教育 計				9	165	
単位数合計		43		33		
年間授業時数合計			1000		885	

(別記)

様式第1号 (第16条関係)

誓約書		年 月 日
専門学校 広島国際学院自動車整備大学校 学校長 様		
	(本人)	
	氏名	㊟
<p>このたび貴校 工業専門課程 (自動車整備学科・1級自動車整備学科) に入学許可されましたから、入学後は学則を固く守り御教訓に従って勉学することを誓います。</p> <p>貴校在中にかかる一切の責任は、保証人において引き受けます。</p>		
保証人		
住所		
氏名		㊟
	(年 月 日生)	

様式第2号 (第17条・第18条関係)

(退・休・復)学届		年 月 日
専門学校 広島国際学院自動車整備大学校 学校長 様		
	専門課程 (自動車整備学科・1級自動車整備学科)	
	氏名	㊟
(退学の場合)		
	の理由により退学させてください。	
(休学の場合)		
	の理由により 年 月 日から 年 月 日まで休学させてください。	
(復学の場合)		
	年 月 日から復学させてください。	

学費等の納入に関する規程

平成 26 年 11 月 10 日

規程第 157 号

沿革 令和5年 11 月6日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人広島国際学院(以下「本学院」という。)が設置する学校の学則に定める学費及びその他の費用の納入について必要な事項を定める。

(設置学校)

第2条 この規程において「設置学校」とは、本学院が設置する次の各号に掲げる学校をいう。

- (1) 広島国際学院高等学校(以下「本高校」という。)
- (2) 広島国際学院中学校(以下「本中学校」という。)
- (3) 専門学校 広島国際学院自動車整備大学校(以下「本専門学校」という。)

(学費)

第3条 この規程において「学費」とは、別表第1に定める入学手続金、入学金、授業料、施設設備費、実習費及び施設設備資金をいう。

(その他の費用)

第4条 この規程において「その他の費用」とは、別表第2に定める入学検定料、在籍料、補助活動費のほか、別に定める費用及び手数料をいう。

(学費等)

第5条 この規程において「学費等」とは前2条に規定する学費、諸手続費用及びその他の費用をいう。

(納入期限)

第6条 入学(正規の修業年限による入学、転入学、編入学及び再入学を志願する者を含む。)を志願する者は、別表第2(1)に定める入学検定料を、それぞれの設置学校が指定する納入期限までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は入学検定料を徴収しない。

- (1) 本中学校を卒業する年度の翌年度に本高校の入学を志願する者
- (2) 本高校を卒業する年度の翌年度に本専門学校の入学を志願する者
- (3) 別に定めるところにより入学検定料の免除の手続を行い、本専門学校の入学を志願する者
- (4) 設置学校で定めるところにより災害救助法が適用されている地域で被災した次のいずれかに該当する者

ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した者

イ 主たる家計支持者が死亡し、又は行方不明となった者

ウ 学校長が相当と認める前ア及びイに準ずる者

3 次の各号に掲げる設置学校に正規の修業年限により、それぞれ当該各号に定める者(以下「正規生」という。)は、別表第1(1)に定める当月分又は当学期分を、別表第3に定める納入期限までに納入しなければならない。ただし、新入学生(編・転入学を含む。)の入学時における学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(1) 本高校、本中学校又は本専門学校

新たに入学を許可された者及び在籍している者

(2) 前号のほか費用及び手数料

必要とする都度

4 その他の費用は、次の各号に掲げるところにより、納入しなければならない。

- (1) 入学検定料、在籍料及び補助活動費
本中学校及び本専門学校の指定する納入期限
- (2) 他の団体等から徴収を委託された費用
それぞれの団体が指定する納入期限
- (3) 手数料
必要とする都度

(納入方法)

- 第7条** 学費等は、所定の振込用紙により、本学院理事長名義の金融機関口座に納入しなければならない。ただし、本高校及び本中学校の毎月の学費については、口座自動引落により納入するものとする。
- 2 振込及び口座自動引落に要する手数料は、振込人及び口座引落人の負担とする。
 - 3 領収書は、振込領収書をもって本学院の領収書に代えるものとし、納入期間の受付の日付を本学院の納入日とする。

(振込用紙)

- 第8条** 前条第1項に規定する所定の振込用紙及び口座自動引落通知書の記載事項には、次に掲げる事項を明記のうえ、作成する。
- (1) 取扱銀行及び口座名に関する事項
 - (2) 徴収する金額(内訳のある場合は、その内訳を明記する。)
 - (3) 納入期限
 - (4) 受験番号又は生徒番号及び氏名等に関する記入事項
 - (5) 徴収に関する注意事項

(振込用紙の送付)

- 第9条** 新生児に送付する振込用紙は、合格証等の発送と同時に送付する。
- 2 次の各号に掲げる設置学校に在籍する生徒に送付する振込用紙は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 本高校及び本中学校
毎年度当初に毎月の口座振替金額を通知する。
 - (2) 本専門学校
毎年、前期分は4月1日、後期分(新生児の後期分を含む。)は10月1日に送付する。ただし、第16条に定める留年した場合の学費を納入する者については、履修登録が確定した後1か月以内に送付するものとする。

(延納・分納)

- 第10条** やむを得ない事情により、第6条(納入期限)第3項に規定する期限までに学費を納入できない者は、設置学校の学則の定めにより、延納又は分納とすることができる。
- 2 前項の手続きを希望する者は、第6条(納入期限)第3項に規定する納入期限までに所定の延納・分納願を提出し、許可を得なければならない。
 - 3 前項に規定する分納は、学費の年額を分割するものとし、その分割方法及び納入期日等の必要な事項については、その都度これを定めるものとする。
 - 4 延納を許可された場合の納入期限は、延納を許可された日までとする。ただし、延納を許可できる納入期限は、延納を許可した日の属する年度の範囲内とし、翌年度にわたってはならない。
 - 5 分納を許可された場合の納入期限は、分納を許可された日までとする。
 - 6 前各項に規定する延納と分納については、いずれかを許可できるものとし、延納と分納の併用は、許可しないものとする。

7 延納を許可された場合の納入期限又は分納を許可された納入期限までに納入しないときは、延納許可又は分納許可を取消し、第 19 条(除籍等)の規定を適用する。

(休学中の学費)

第 11 条 設置学校の学則で定めるところにより、休学及び復学した場合の学費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学費の納入期限までに休学願を提出し、休学を許可された者は、当該休学期間に該当する学期分の学費を免除する。ただし、別表第 2(2)に定める在籍料を納入しなければならない。
- (2) 学費の納入期限を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された者は、当該学期分の学費を納入しなければならない。
- (3) 許可された復学の日が前期若しくは後期中途であるときは、その日に属する学期分の別表第 1(1)に定める学費を納入しなければならない。

2 本高校及び本中学校の学則で定めるところにより、休学及び復学した場合の学費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学費の納入期限までに休学願を提出し、休学を許可された者は、当該休学期間に該当する月分の学費を免除する。
- (2) 学費の納入期限を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された者は、当該月分の学費を納入しなければならない。
- (3) 許可された復学の日が月の中途であるときは、その日に属する月分の別表第 1(1)に定める学費を納入しなければならない。

(復学の学費)

第 12 条 次の各号に掲げる設置学校の学則で定めるところにより、復学を許可された者は、それぞれ当該各号に定めるところにより学費を納入しなければならない。

- (1) 本専門学校
復学する日に属する学期の別表第 1(1)に定める学費
- (2) 本高校及び本中学校
復学する日に属する月の別表第 1(1)に定める学費

(転入生の学費等)

第 13 条 他の学校から本高校又は本中学校に転入学を許可された者(以下「転入生」という。)は、別表第 1(1)に定める入学手続金、入学金及び学費を納入しなければならない。

(編入生の学費等)

第 14 条 他の学校から本高校又は本中学校に編入学を許可された者(以下「編入生」という。)は、別表第 1(1)に定める入学手続金、入学金及び学費を納入しなければならない。ただし、設置学校から編入学する者については、入学金を免除する。

(転籍生の学費等)

第 14 条の 2 本高校全日制課程及び本高校通信制課程相互間の転籍を許可された者(以下「転籍生」という。)は、別表第 1(1)に定める学費を納入しなければならない。ただし、入学金は免除する。

(再入学生の学費)

第 15 条 再入学を許可された者(以下「再入学生」という。)は、別表第 1(1)に定める学費を納入しなければならない。ただし、入学手続金及び入学金については、免除する。

(専門学校の正規生が留年した場合の学費)

第 16 条 本専門学校の正規生が、留年した場合〔進級できなかった者、又は、卒業できなかった者(休学により留年した場合については除く。)をいう。〕は、別表第 1(2)に定める学費を納入しなければならない。

(外国留学者の学費)

第17条 本高校又は本中学校の学則で定めるところにより、外国留学を願い出て、外国留学を許可された者は、当該学期分又は月分の学費を免除する。ただし、外国留学を許可された期間が、月の中途において始まり又は終わるときは、その始まる日又は終わる日に属する月分の別表第1(1)に定める学費を、それぞれ納入しなければならない。

(外国人留学生の学費等)

第18条 外国人留学生は、別表第1(1)に定める学費等を納入しなければならない。

(除籍等)

第19条 学費の納入期限(学費延納を許可された者を除く。以下、この条において同じ。)を経過しても学費を納入しない者については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 本専門学校

納入期限を超えて3か月(年度を超えるときは、その年度末の日)を経過してもなお納入しない者については、学校長は学費未納の事実を確認した後、除籍の手続きをとらなければならない。

(2) 本高校又は本中学校

納入期限を超えて3か月(年度を超えるときは、その年度末の日)を経過してもなお納入の見込みがない者については、退学を命ずることがある。

2 学費未納の督促は、設置学校から行うものとする。

3 第10条(延納・分納)に規定する学費延納を許可された者が学費延納期限を経過してもなお納入しない者については、その者が在籍する設置学校の学校長は学費未納の事実を確認した後、除籍の手続きをとらなければならない。

4 前各項に規定する除籍に係る未納処分の日は、直前に学費が納入された期の末日又は月の末日とする。

(復籍の場合の学費)

第20条 次の各号に掲げる設置学校に正規生として復籍した者は、それぞれ当該各号に定めるところにより別表第1(1)に定める学費を納入しなければならない。

(1) 本専門学校

前期又は後期の中途において復籍したときは、当該復籍した日の属する学期分の学費を納入しなければならない。

(2) 本高校又は本中学校

月の中途において復籍したときは、当該復籍した日の属する月分の学費を納入しなければならない。

(停学中の学費)

第21条 設置学校の学則で定めるところにより、停学処分を受けた者は、停学期間中であっても別表第1(1)に定める学費を納入しなければならない。

(転学者の学費)

第22条 設置学校の学則で定めるところにより、学期又は月の途中で他の学校に転学する者は、当該学期分又は月分までの別表第1(1)に定める学費を納入しなければならない。ただし、第6条(納入期限)第3項に規定する納入期限までに願い出た者は、当該学期分又は月分の学費を免除する。

(退学者の学費)

第23条 設置学校の学則で定めるところにより、学期又は月の途中で退学する者は、当該学期分又は月分までの別表第1(1)に定める学費を納入しなければならない。ただし、第3条第3項に規定する納入期限までに願い出た者は、当該学期分又は月分の学費を免除する。

(学費等の返還)

第 24 条 既納の入学検定料、学費等については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その事情のいかんにかかわらず返還しない。

- (1) 明らかに重複又は超過納入がある場合
- (2) 入学手続きで、既に納入した後、入学する意思を有しながら、入学式前に不慮の事故又は災害等により本人が死亡したもので、学校長から返還申請に基づく場合
- (3) 入学手続き(入学金を除く。)で、設置学校の指定する日までに返還手続きをした場合
- (4) 外国人留学生在が入学手続き時に学費等を納入した後、4月末日までに在留資格「留学」(出入国管理及び難民認定法第 19 条第 1 項(別表 1—4)に定める在留資格「留学」)を得られなかったことにより、入学許可が取り消された場合は、学校長の申請に基づき学費のうちから入学金を除いた学費等を返還する。この場合において、学費等の返還方法、返還先名等を付記するものとする。

(疑義の裁定)

第 25 条 この規程の施行に際し、疑義が生じたときは、関係学校長と必要な協議を経て理事長の決するところによる。

(補則)

第 26 条 この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

- 2 設置学校において教育上特別に考慮すべき事情があると認められる者については、その都度学校長の承認を得て学費等を納入するものとする。

(規程の改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則(平成 26 年 11 月 10 日制定)

附 則(令和 5 年 11 月 6 日改正)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日に本高校及び本中学校に在籍する生徒の学費等については、別表第 1(1)に掲げる高校及び中学校の学費にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第3条、第5条、第6条、第11条—第18条、第20条—第23条関係)

(1) 正規生(新入生、在学生等)の学費

学校	課程	学科	種別	金額	備考
高校 中学校	省略				
専門学校	工業 専門課程	自動車工業科 1級自動車整備学科	入学金	200,000 円	
			授業料	648,000 円	前期 324,000 円 後期 324,000 円
			実習費	240,000 円	前期 120,000 円 後期 120,000 円
			施設設備 資金	180,000 円	前期 90,000 円 後期 90,000 円

(2) (専門学校)第16条で定める留年した場合の学費

学校	課程・学科	種別	(前・後各期)	
専門学校	工業専門課程 ・ 自動車整備学科 1級自動車整備学科	基本額	80,000 円	
		履修料	1 単位当たりの 単価	15,000 円
			上限額	220,000 円

[注1] 授業料は、基本額に履修料(履修単位数に履修1単位当たりの単価を乗じて得た額以下、同じ。)を加算した合計額とする。

[注2] 履修料が履修料の上限額を超えるときは、履修料の上限額をもって当該期の履修料とする。

別表第2(第4条、第5条、第11条関係)

(1) (高校・中学校・専門学校)入学検定料

在籍区分	試験会場	高校	中学校	専門学校
新入生	本校	19,000 円	19,000 円	15,000 円 ただし、外国人留学生選抜入学試験の入学検定料は20,000 円

(2) (専門学校)在籍料

学校	課程	学科	金額
専門学校	工業専門課程	自動車整備学科 1級自動車整備学科	60,000 円 (各期 30,000 円)

(3) 補助活動費

学校	学科	金額
専門学校	自動車整備学科 1級自動車整備学科	30,000 円 (各期 15,000 円)

別表第3(第6条関係)

学費等の納入期限

入学・在籍形態	適用学校	納入期限																	
(1) 正規の修業年限により入学を許可された場合	共通	設置学校が指定する日																	
(2) 他の学校から転入学を許可された場合	高校・中学校	設置学校が指定する日																	
(3) 他の学校から編入学を許可された場合	高校・中学校	設置学校が指定する日																	
(4) 再入学又は復学を許可された場合	共通	設置学校が指定する日																	
(5) 在校生の場合	専門学校	前期分 4月末日 後期分 10月末日 ただし、外国人留学生の納入期限は次のとおりとする。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>納入期</th> <th>対象学年</th> <th>納入期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">前期①</td> <td>1学年</td> <td>入学手続き時(3月末日)</td> </tr> <tr> <td>2学年</td> <td>4月末日</td> </tr> <tr> <td>前期②</td> <td>全学年</td> <td>6月末日</td> </tr> <tr> <td>後期①</td> <td>全学年</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>後期②</td> <td>全学年</td> <td>12月末日</td> </tr> </tbody> </table>	納入期	対象学年	納入期限	前期①	1学年	入学手続き時(3月末日)	2学年	4月末日	前期②	全学年	6月末日	後期①	全学年	10月末日	後期②	全学年	12月末日
		納入期	対象学年	納入期限															
		前期①	1学年	入学手続き時(3月末日)															
			2学年	4月末日															
		前期②	全学年	6月末日															
	後期①	全学年	10月末日																
後期②	全学年	12月末日																	
高校・中学校	省略																		
(6) 第16条で定める留年した場合	専門学校	設置学校が指定する日																	
(7) 休学した場合	共通	第1号に定める日																	
(8) 復学した場合	共通	第1号に定める日																	
(9) 外国留学した場合	共通	第1号に定める日																	
(10) 停学、退学及び転学した場合	共通	第1号に定める日																	
(11) 除籍及び復籍した場合	共通	第1号に定める日																	
(12) 外国人留学生	共通	設置学校が指定する日																	

講義科目の出欠等に関する内規

令和4年2月10日

内規第33号

(趣旨)

第1条 この内規は、専門学校 広島国際学院自動車整備大学校における講義科目の出欠及び補講に関して必要な事項を定める。

(授業の出欠)

第2条 授業は実施する全ての授業時間に出席することを原則とする。

2 当該科目の欠席回数が半期で4回を超える場合、単位の認定は行わない。

(遅刻・早退)

第3条 授業開始前の出席確認時に着席していない場合は遅刻とする。

2 10分を越える遅刻、早退は欠席とする。

3 10分以内の遅刻・早退は累積3回で1回の欠席とする。

(公認欠席等)

第4条 欠席、遅刻、早退の事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な手続きを行うことにより公認扱いとする。

(1) 医師に感染症と診断され、校長から出席停止を命ぜられた場合

(2) 二親等以内の忌引

(3) 公共交通機関の運行停止、遅延及び道路の損壊などによる通行停止などで他に交通手段がない場合

(4) 本人過失によらない交通事故

(5) その他校長が公認に準ずると認める事由

2 前項に定める公認の欠席、遅刻、早退は、半期4回を上限とし、欠席、遅刻、早退の日数に算入しない。

(補講)

第5条 欠席、遅刻、早退の回数が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるとおり、補講を行う。

(1) 欠席回数が2回目、3回目又は4回目となる欠席、遅刻、早退をした場合
1回につき、授業1回分の補講を行う。

(2) 欠席回数が1回以上かつ累積が3回未満の遅刻、早退をした場合
1時間の補講を行う。

2 欠席、遅刻、早退が第4条第1項各号に定めずる事由に該当しない場合の補講は、1時間ごとに1,500円の補習料を徴収する。

附 則 (令和4年2月10日制定)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

自動車実習に関する内規

令和4年2月10日

内規第34号

(趣旨)

第1条 この内規は、専門学校 広島国際学院自動車整備大学校における自動車実習に関して必要な事項を定める。

(授業の出欠)

第2条 授業は実施する全ての授業時間に出席することを原則とする。

2 当該科目の欠席時間数が半期で24時間を越える場合、単位の認定は行わない。

(遅刻・早退)

第3条 授業開始前の出席確認時に出席確認ができない場合は遅刻とする。

2 1時間を越える遅刻、早退は欠席とする。

3 遅刻・早退は累積3回で4時間の欠席とする。

(公認欠席等)

第4条 欠席、遅刻、早退の事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な手続きを行うことにより公認扱いとする。

(1) 医師に感染症と診断され、校長から出席停止を命ぜられた場合

(2) 二親等以内の忌引

(3) 公共交通機関の運行停止、遅延及び道路の損壊などによる通行停止などで他に交通手段がない場合

(4) 本人過失によらない交通事故

(5) その他校長が公認に準ずると認める事由

2 前項に定める公認の欠席、遅刻、早退は、半期4回を上限とし、欠席、遅刻、早退の日数に算入しない。

(補講)

第5条 欠席、遅刻、早退した場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり、補講を行う。

(1) 欠席した場合及び累積が3回となる遅刻、早退をした場合

1回につき、当該授業時間分の補講を行う。

(2) 累積が3回未満の遅刻、早退をした場合

1回につき、1時間の補講を行う。

2 欠席、遅刻、早退が第4条第1項各号に定める事由に該当しない場合の補講は、1時間ごとに1,500円の補習料を徴収する。

附 則 (令和4年2月10日制定)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

GPA制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専門学校 広島国際学院自動車整備大学校（以下「本校」という。）の専門課程におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度による評価について必要な事項を定め、透明性のある成績評価を通じて、生徒の能動的学習活動と教員のきめ細やかな履修指導を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(評価等)

第2条 生徒が履修した授業科目の成績の評語（以下単に「成績の標語」という。）、及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

成績の評語	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0
欠	

(再履修)

第3条 前条第1項の規定により、はD（又は欠）と評価された授業科目について、生徒が再履修を希望した場合は、当該授業科目の再履修を認めることができる。この場合において、再履修した際の成績評価の評語及びGPは、従前の成績評価の評語及びGPに置き換えるものとする。

(GPAの算出)

第4条 GPAは、第2条に規定する生徒が履修した授業科目の成績の評語（以下単に「成績の標語」という。）、及びGPに従って、次の算式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(Sの単位数 \times 4 + Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1)}{総履修登録単位数} \times 100$$

(対象授業科目等)

第5条 本校の専門課程で開講する全ての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

- (1) 成績の標語が「欠」及び卒業単位に算入しない科目

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定めることができる。

【参考】

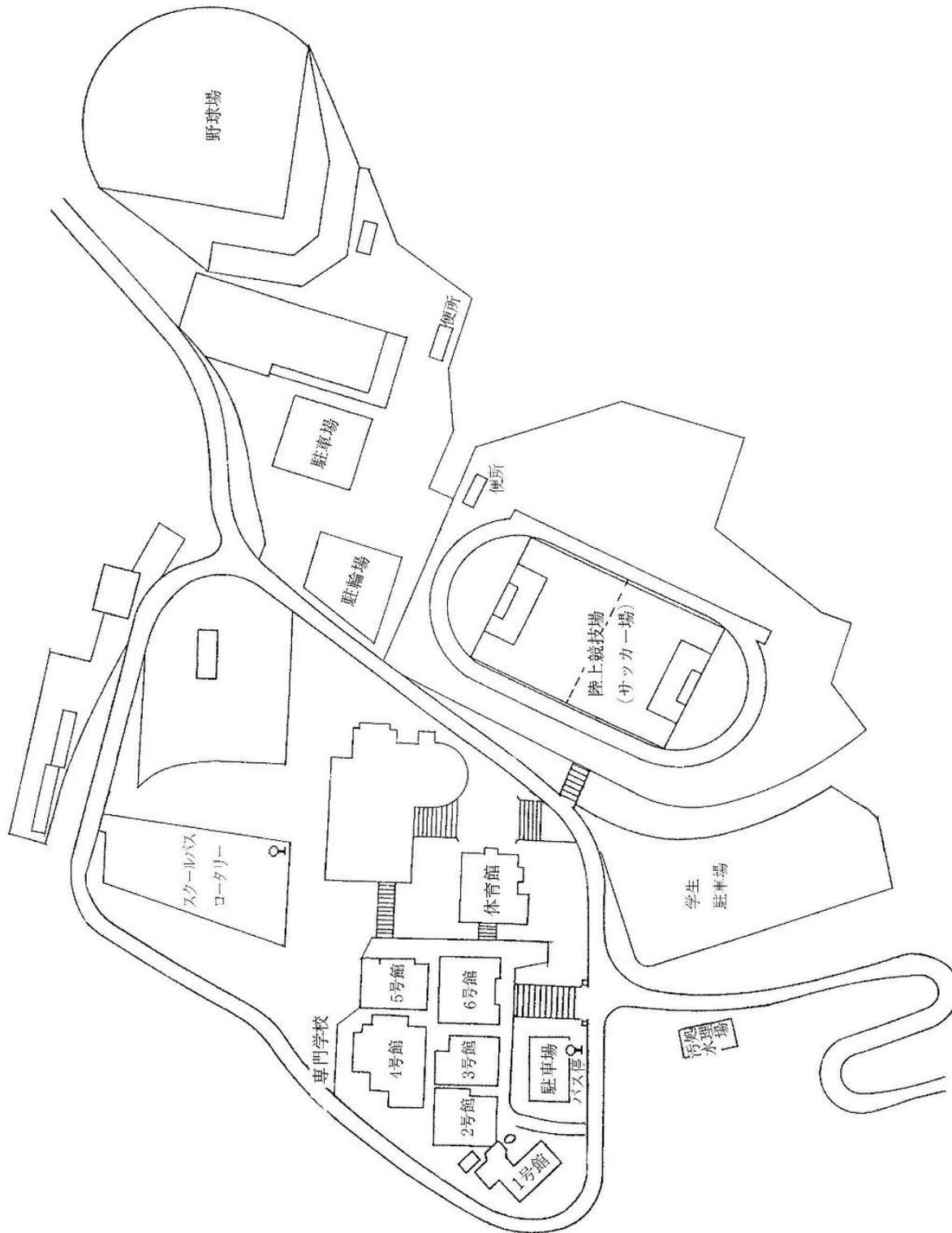
※成績評価及び成績評価に対するGP（指数）の基準表

点数	評語	成績評価		成績評価に対するGP（指数）
			評価	
90-100点	S	Excellent	基準を大きく超えて優秀である	4
80-89点	A	Good	基準を超えて優秀である	3
70-79点	B	Satisfactory	望ましい基準に達している	2
60-69点	C	Pass	単位を認める最低限の基準には達している	1
59点以下	D	Fail	基準を大きく下回る	0
	欠	Withdrawal	履修中止	

施設案内

学校法人広島国際学院 上瀬野キャンパス施設案内

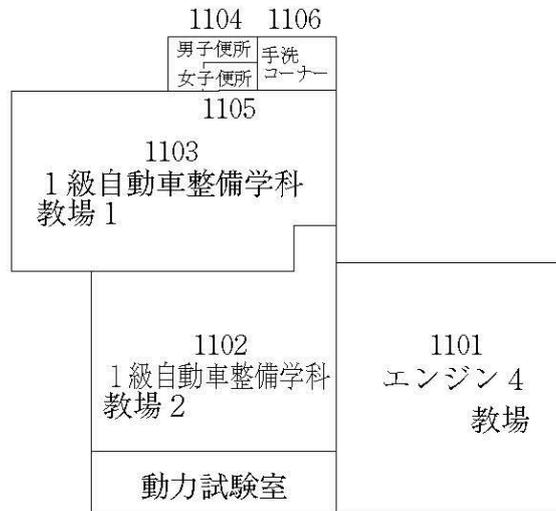
(広島市安芸区上瀬野町517-1)



専門学校 広島国際学院自動車整備大学校

上瀬野キャンパス建物平面図

1号館 第一自動車実習棟 1階



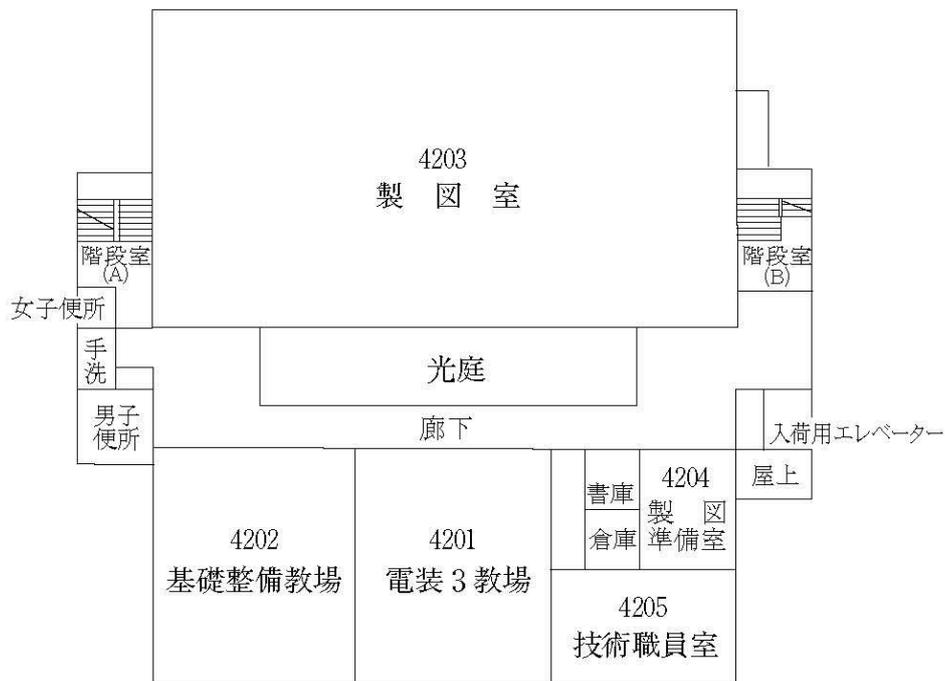
2号館 第二自動車実習棟 1階



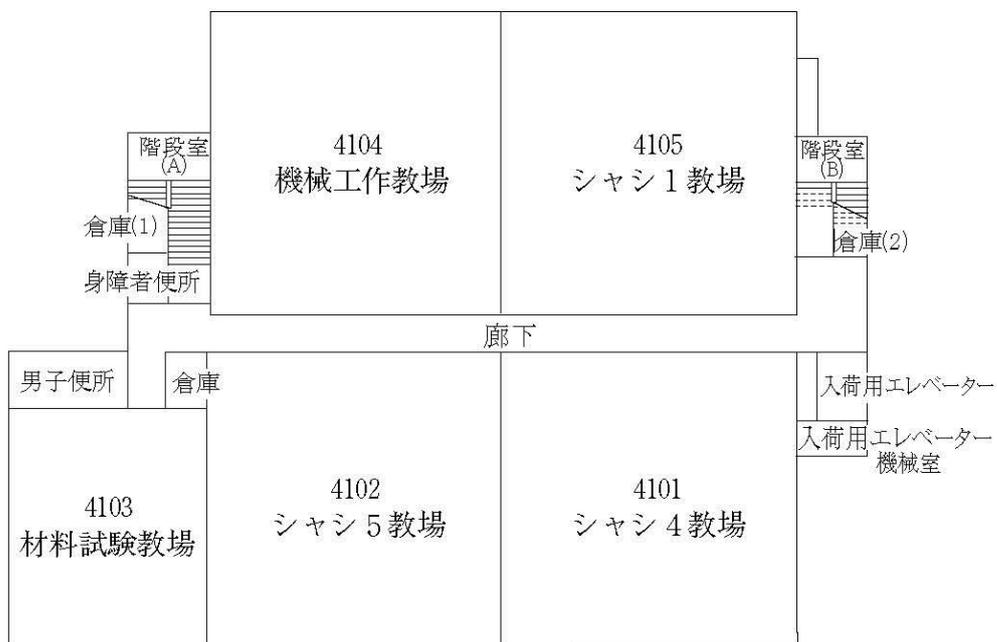
3号館 第三自動車実習棟 1階



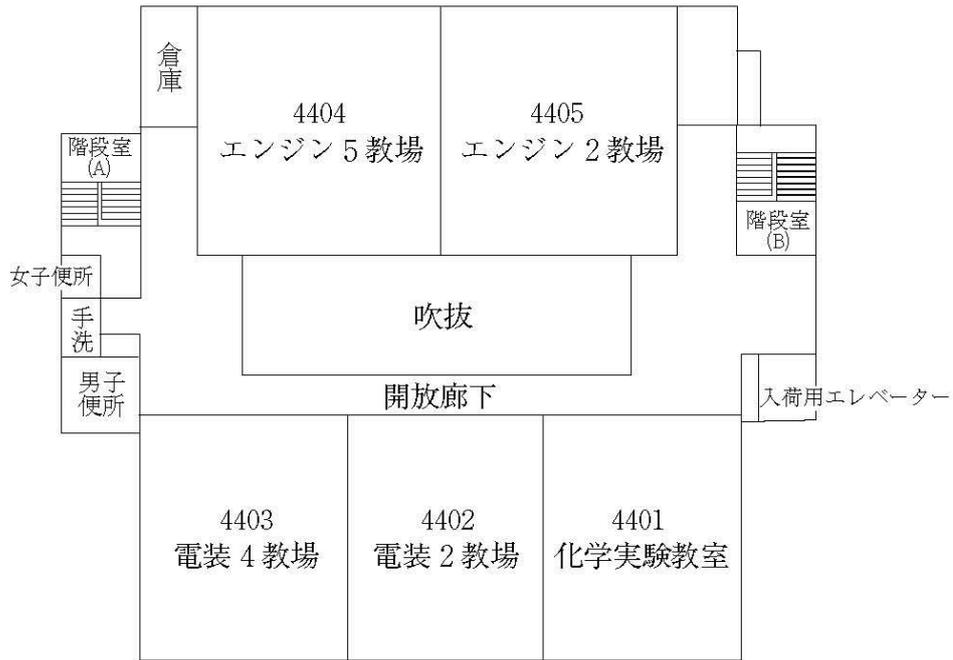
4号館 実験実習棟 2階



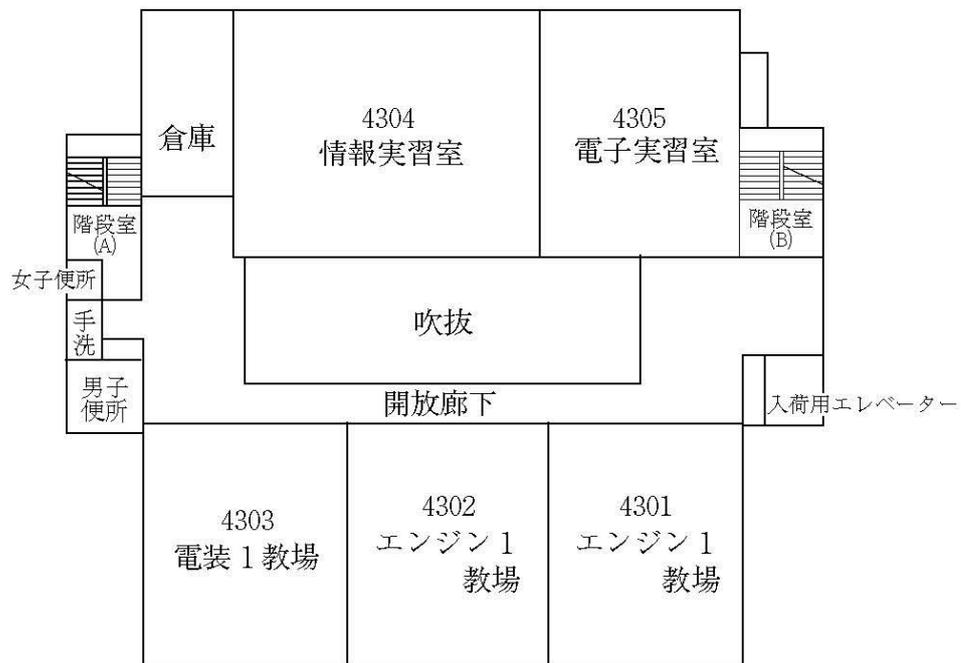
4号館 実験実習棟 1階



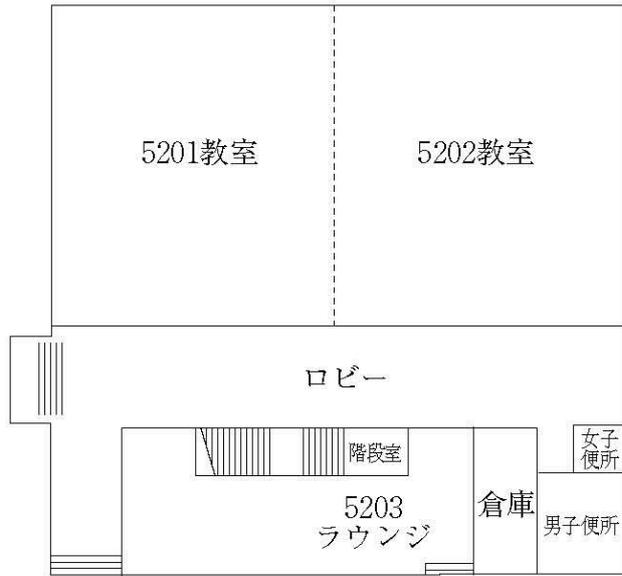
4号館 実験実習棟 4階



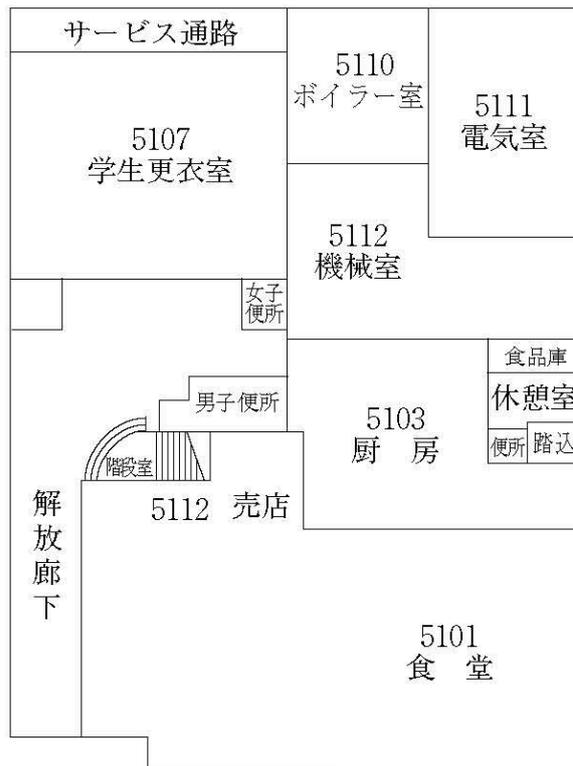
4号館 実験実習棟 3階



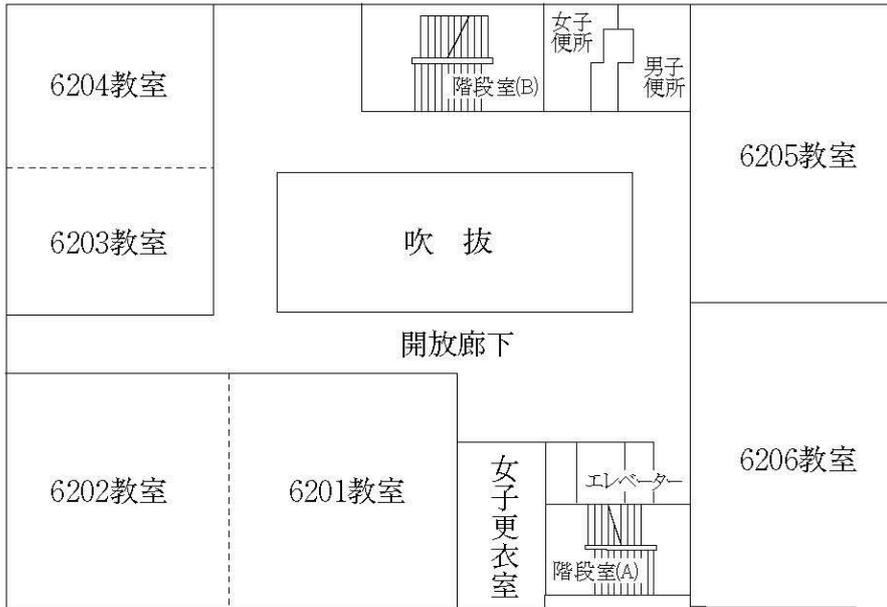
5号館 厚生棟 2階



5号館 厚生棟 1階

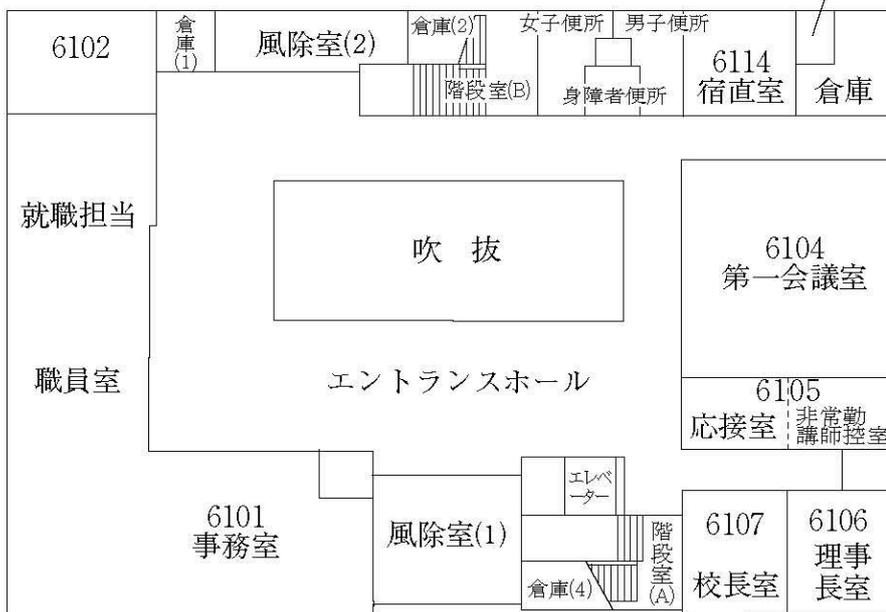


6号館 本 館 2階

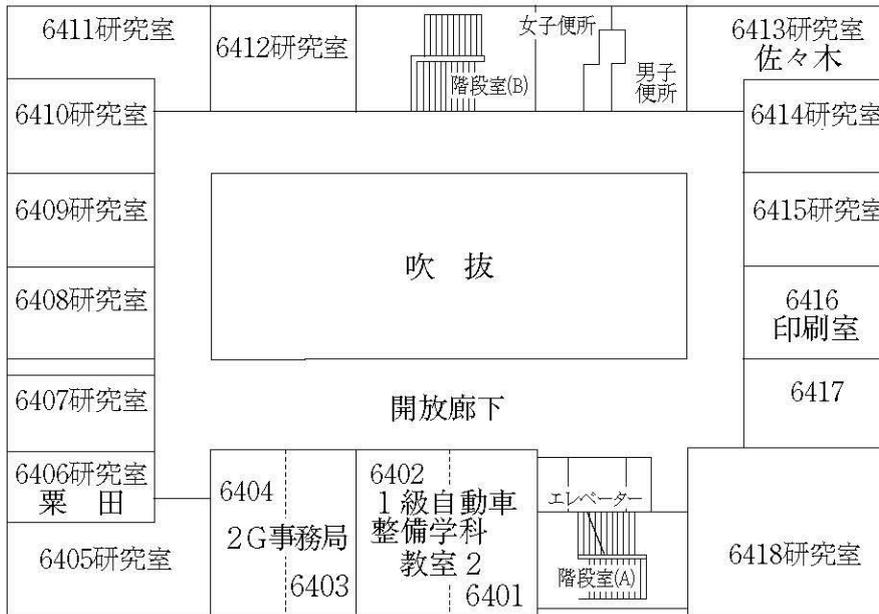


6号館 本 館 1階

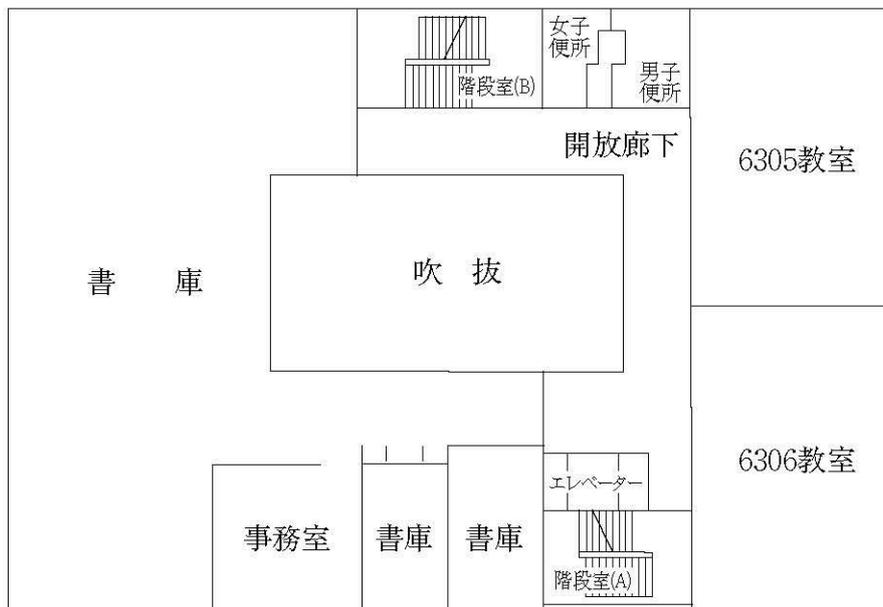
シャワー室



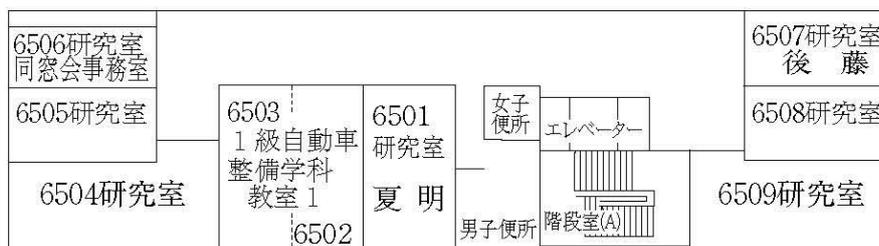
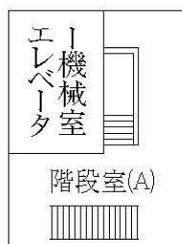
6号館 本館 4階



6号館 本館 3階



6号館 本 館 5階



令和6年4月1日

学 生 便 覧

発行・編集 鞆 広島国際学院自動車整備大学校

〒739-0302 広島市安芸区上瀬野町517-1

電話 (082) 820-3513



HIROSHIMA
KOKUSAI
GAKUIN
COLLEGE